

# 承認の理論的根拠について

——離婚請求棄却事由の一つとして——

村  
井  
衡  
平

- 序
- 一 ローマ法
- 二 カノン法
- 三 イギリス法
- 1 コモン・ロー
- 2 立法離婚
- 3 教会裁判所

## 序

夫婦の一方が離婚原因に当る他方の非行を予め明示または默示に承認していたならば、のちにその非行を理由に離婚の訴を提起しても、請求はみとめられない。アメリカの多くの州の離婚法は、最近にいたるまで、承認を互貴

承認の理論的根拠について（村井）

(三八九) 一八七

・宥恕および共謀と並べて離婚請求に対する棄却事由と定めていた。規定の内容として、たとえばカリフォルニア州民法は、一九七〇年の大改正によって廃止されるまで、第一一二条によれば、「承認とは配偶者が離婚原因に当る非行をなすのに対しして与える不正な同意 (Corrupt consent) をいう」とし、ついで第一二三条に、「不正な同意は、当該非行を承認または積極的に誘発する意図をもつ受働的な許可によつて表明される」<sup>(1)</sup>と定めていた。カリフォルニア州民法の規定は、その制定当时、アイダオ・モンタナ・ノースダコタおよびサウスダコタの四州に大きな影響を及ぼしている。<sup>(2)</sup>これを当面の承認についてみれば、モンタナ州は右のうち第一一二条のみをとり入れ、ノースダコタおよびサウスダコタ両州は、右の両条をそのまま採用した。<sup>(3)</sup>四つの請求棄却事由をみれば、アイダオ州は互責および共謀についてのみ、カリフォルニア州民法の規定を採用し、承認の規定はうけ入れておらず、ノースダコタおよびサウスダコタ両州は四つの棄却事由すべてについて、またモンタナ州は宥恕の規定の一部を除いてすべて、とり入れたこととなる。一方ニューヨーク州をみれば、一八三〇年の修正法第一部・八章・四二一条に由来する一八八〇年の民事訴訟法典第一七五八条によれば、「①被告の姦通が原告による誘発または承認のもとになされたとき、……たとえ姦通の事実が立証されても、原告の離婚請求はみとめられない」<sup>(5)</sup>とし、これは一六二一〇年の民事手続法第一一五三条から、一九六三年九月一日以降の家族関係法第一七一条にうけつがれている。<sup>(7)</sup>

このように、規定の仕方は州によってまちまちで、古く一九三三年当時、七つのタイプがあるといわれていたが、そのうち、アラバマ・アリゾナ・デラウェア・ペンシルベニア・テネシーおよびテキサスの六州では、承認は夫の側から妻の非行に対するもののみとめられ、アラバマ・アラスカ・アリゾナ等の十六州においては、姦通のみが

対象とされていて<sup>(8)</sup>。前者は、離婚原因たる非行を夫婦について区別し、妻の非行を夫のそれと比較して格段と重視する伝統的な考え方に対し、妻の非行をあえて承認した夫の態度を非難するのであるが、後者の諸州が姦通以外の離婚原因について承認の抗弁を許さないのは何故であろうか。これも実際問題として、承認が抗弁とされるのは、被告の姦通に関連するのがほとんどといつてよい実情が大きな要因をなしているのかも知れない。イギリスの一九五〇年の婚姻訴訟事件法第四条は、承認を離婚請求棄却事由の一つと規定し、一九五六年に提出された婚姻・離婚問題調査王立委員会の報告書では、「われわれにとって、婚姻犯罪に関して救済が求められるとき、もし共謀・承認・または宥恕が存在するならば、救済はつねに拒否されるべきであるというのが正しいようと思われる」とのべ、一九六三年の婚姻訴訟事件法でも修正を加えておらず、一般に配偶者の姦通を理由とする離婚請求に対する抗弁と理解されていた<sup>(9)</sup>。同じことがアメリカにおいてもいえるのではないか。ビシヨップによれば、「承認はすべての離婚事件において利用できる抗弁であるが、姦通を理由とする場合に最もしばしばあらわれるのを知ることができよ<sup>(10)</sup>」という。判例を詳細に検討していくば、実情がある程度はつきりすると思われる。だが、これは一応、将来の課題としておき、本稿では、アメリカ諸州で離婚請求棄却事由の一つとみとめられた承認の理論的な根拠はどうにあるのか、起源をローマ法にさかのぼって検討してみよう。

- (1) Deering The Civil Code of the state of California, p. 41.
- (2) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論<sup>(11)</sup>」神戸学院法学四巻四号六八頁。
- (3) Vernier, American Family Laws, vol. II, p. 77.

- (4) The Revised Statutes of the state of New York, vol. III, p. 236.
- (5) Gilbert, The Law of Domestic Relations of the state pf New York, p. 52.
- (6) Warren, Gilbert-Bliss Civil practice of the state of New York, vol. 6 A, p.271.
- (7) Mckinney, The Consolidated Laws of New York Annotated. Book 14. § 1-199, p. 451.
- (8) Vernier, op. cit., pp. 77-78.
- (9) Royal Commission on Marriage and Divorce. Report 1951-1955.
- (10) Bromley, Family Law. p. 120.
- (11) Gilbert, op. cit., p. 52.

## | □ — ▾ 誌

離婚請求棄却事由の「ひだる承認がカハヽ法かハヽギリス教会法を経てめた事情は、互責および共謀の場合と異  
ル」といふはだる。<sup>(1)</sup> だが、ローマ法はやのばぬんか、承認は互責と同じく離婚それ自体ではなく、妻の姦通を理由  
とする告訴との関係において問題となるべし、一方では、他の棄却事由ひだるがって、不法行為法の領域にも発してこ  
れいじがねかね。

紀元前十八年頃の「姦通禁圧に關するヒーリット法」が妻の姦通を告訴しない夫を媒介者として処罰したいはば、  
夫婦の互責の沿革に關連してのぐだるいへやである。<sup>(2)</sup> いわゆるヒ託しへみれば、たゞえは学説彙纂四八・五・11.  
11(カハシトヌベ記議録第八卷)は、「姦通禁圧に關するヒーリット法」は、妻の姦通について金錢を受領し、やが

は姦通した妻をそのままにした夫に対し、同様に罰を科する旨の規定がなされてい<sup>(3)</sup>る」とのべ、そのに五には、「夫が公の手続で妻の姦通を告訴するとき、その告訴は、夫が媒介した旨の申述によつて拒絶されのか。私は拒絶されないと思う。なるほど、夫が媒介したことは彼を苦しめるけれども、妻はそれを言訳にできない」<sup>(4)</sup>とする。つまり、夫が妻の姦通を告訴しなければ罰を科せられる一方、夫の告訴に対しては、妻が媒介<sup>(5)</sup> (lenonicium) を抗弁にしても、罰を免れるることはできない。夫の側にも非行があれば告訴は容れられない互責の場合と対比し、單なる媒介は全くちがつた扱いをうけることが明らかになる。妻の姦通を極度に重視し、他の処罰と並んで流刑が科せられた結果、夫の側に非行はなく、媒介の事実が明らかとなるにすぎない場合、媒介に対しては、それを理由に告訴を斥けることなく、かつ姦通の処罰とは別個に罰を加えるのが適当であり、両者の均衡を保ち、衡平の要求に合致するゆえんと判断されたのではなかろうか。右にいう媒介は承認の一様式に當るから、媒介の語を承認でおき代えれば、ローマ法において、承認は互責ともがい、夫に刑罰を科する原因となつたに留まり、妻が夫の告訴に対してそれを抗弁とすることは許されないし、もとより離婚それ自体と何の関連もみとめられない。そうだとすれば、互責が告訴との関連で効果を発揮し、その後における別居なしし離婚請求棄却事由の起源をなすと考えられるのに反し、承認はかかる実効を少しも示さなかつたといわなければならぬ。

ところで、イギリスおよびアメリカの不法行為法は、「被害者の承諾」(Leave and licence, Consent: Assumption of Risk)を不法行為責任の免責事由の一つとする。被害者が危険の発生に対し承諾を与えたとき、または自由の進んで危険にさらしたとき、その結果として蒙つた損害について、不法行為を理由に訴を提起する<sup>(6)</sup>ことはでき

ない、というのがそれである。「*いれを忿するものに對しては、損害は加えられな*」(volenti non fit injuria)との法諺がつねに引き合ひに出されるが、その起源をたづねると、一般的な常識から生じた公理にすぎない。ベンによれば、「行為の準則として矛盾した原理をみとめる」とは、全社會を転覆させるに役立つにすらや、ある人が他人を信用し、他人と協力して行為できるのは、行為の連續性と首尾一貫性を信頼することによつてのみ可能であり、われわれは古から前示の法諺に含まれた原理が人間關係の最たる核心を成していたことを発見する<sup>(7)</sup>と。ついで彼は、ギリシャ法最古の資料として「オデッセイ」と並ぶホーメロスの名作「イーリアス」の第四書第四三行でゼウスののべる—「私だとて氣に染まぬながら、進んで許してやつたものだから」との言葉を引用し、「ホーメロスはここで、自己自身の言葉または行為によつて正当化され、または非難されなければならない人についてのべたものである」と説明している。

右の第四書の冒頭では、神々や女神たちがトロイ戦争に興味をもつていたことが示される。ゼウスが、戦いはギリシヤの将メラネオスのものに決つたから両者の間に和睦のよしみを送らうとするのに対し、ヘラがあくまでトロイに禍いをもたらすことを主張する。そこで、ゼウスはヘラに対し、ヘラがあくまでトロイを滅ぼはそうとするのであれば、私はあえて反対せずに許しておいてやろう。その結果について何も不平はいわない。だから、私が将来、ある都を滅ぼそうと企てるとき、お前は決して反対したり、不平をのべてはならないぞというわけである。<sup>(8)</sup>ホメロスはゼウスの口を借りて、法律が道徳・習俗および宗教と混然として未分化の状態<sup>(12)</sup>を示し、法観念を意味するものとしてテミス—ゼウスの娘たる女神—という言葉はあっても、ノモスという言葉はまだあらわれていない、クレタ

・ミケーネ文化の時代における生活規範たる行為の客観的な準則の一つを示したものとみてよいではなかろうか。

一方、ウインフィールドも、さきの法諺の根拠をなす思想は古くアリストテレスの言葉にさかのぼるとして、エウデモス倫理学（*Eudemica*）第五巻の「人は自らに不正をはたらくことができるか」と題する第十一章のなかの言葉を引用し<sup>(14)</sup>、また古典ローマ法学者の労作にも見出されるとて、学説彙纂四七・一〇・一・五（ウルピアヌス告示註解第五六巻）の規定を指摘する。前者によれば、「もし、人が自分に対し不正をはたらくことができる」とすれば、同一の事柄について、同時に加害者であり、被害者であることになる。さらに、その場合、人は意識的に不正をはたらかれることにならなければならない。<sup>(15)</sup>アリストテレスが正義を形式的・分配的正義と具体的・均整的正義に分類し、後者は前者が実質的に不正義となる場合に救済を与える原理たる衡平にほかならないとしたのは、周知のとおりである。

ここでも衡平の原理に基づき、他人が自分に対して不正をはたらくのを甘受するのは、単に不正を蒙るのとはつきり区別され、好んで不正をはたらかれていることとなるから、それが随意的かつ選択にもとづいている以上、生じた結果について不平をいい、救済を求めるには当らない。それが倫理的な要請に合致するとの趣旨と考えられる。これについて、「問題は法律上のものではなく、より広く道徳的なものであり、その重要性は人間が道徳的な責任に目覚め、理智的に成長するにつれて増大する。法律が倫理と分れてそれ自身の規律を樹立するや否や、自由人は彼自身の行為または言葉と矛盾する主張をしても聞き入れられない、との原理が基本的な取得物と肩を並べるにいたる。そして、人間が子供であることを止め、個人的な行為の自由を主張するようになると、それが影響する

領域も拡がつてくる」とのベーベンの言葉は、承認という法律・道徳ないし倫理面にまたがつた問題を検討するに当り、予め有益な示唆を与えてくれるものと評価しなければならない。

また、後者すなわち学説彙纂四七・一〇・一・五によれば、「ある人が他人の息子をその同意をえて売った場合、息子に対する侵害によつて父の名誉が損われるかぎり、侵害訴權 (actio injuriarum) は息子自身ではなく、父に帰する。なぜならば、それに同意した人にはなんらの侵害も生じないからである」。<sup>(18)</sup> 侵害訴權は、さきに互責の沿革を検討した際にみた嫁資返請求の訴權と同様に、これまで専ら身体の攻撃・侵害にかぎられていたものが、法務官の告示によつてその適用を拡大し、言語による侮辱・誹謗の行為に対してもみとめられるにいたつた訴權であつて、主なものとして四つ数えられるが<sup>(19)</sup>、当面の場合、そのうちの “infamatio” に関する告示によどぐく名誉毀損が問題になつてゐると思われる。

告示によれば、「何人タリトモ他人ヲ infamare スル目的ヲ以テ行為ヲ為スベカラズ。若シ斯ル行為ヲ為セルトキハ本職ハ当該ノ事件ニ從ヒ処罰スベシ」<sup>(20)</sup> といふ。しかも、ガイウスの法学提要第三巻・一二一には、「吾人自身に対する侵害のみならず、吾人の権力に服する吾人の卑属觀、又縱ヒ吾人の夫権に服せずとも吾人の妻に対するものも亦吾人に対する侵害と認められる」。<sup>(21)</sup> 当面の場合、侵害をうけたのは父および息子であるが、息子は彼が他人に壳られることに同意し、それによつて発生するすべての事態を是認していたから、いかに不利益な結果を蒙つても、自らはなんらの訴權も行使できない。これと別個に、父が父たる資格において、損われた社会的名誉を回復すべき訴權を行使することは可能である旨をのべたものと考えられる。なお、ベーベンは同時代のものとして、学説

彙纂五〇・七・一〇)にみられるポンポニウスの言葉、「人は彼自身の過失によつて損害を蒙つたとき、彼は損害を蒙つたものと理解されない」というのを含わせて引用し、さらにそれ以前、 stoïc 的の哲学およびそれが説く人間の衡平と責任の原理がローマ法に影響を及ぼし、ウルピアヌスの言明が学説彙纂にとり入れられたとし、五〇・一七・三三」、すなわち、「自然法にしたがつて主張するものは、すべての人々に衡平である」との規定を引き合いで出している。<sup>(26)</sup>これらのが規定のなかに、その法諺の根拠をなす思想がみられるというのも尤もであろう。

もともと、ローマ法においては、不法行為に関する統一的な法体系が形成されるにいたらば、個々別々の不法行為について、それぞれちがつた訴権 (actio) が与えられていたにすぎない。<sup>(30)</sup>ローマ人の実際的・現実的な実行主義が法学者の活動にあらわれた結果、①抽象帰納の仕事の欠缺、②理由づけの不足、③歴史的研究の欠除、そして⑤法を訴権の側より観察し、権利の体系としてとり扱わなかつた事情はつとに指摘されるところである。<sup>(31)</sup>このことは前示の規定についても例外ではなく、ある人が他人の息子を売つたといつて一個の場合を想定し、もし息子がそれに同意していたならば、なんらの訴権も与えられない旨をのべたにすぎず、それ自体で閉鎖的かつ完結的な意味をもつものではなかろうか。そうだとすれば、ローマ法において「被害者の承諾」という一般的な原則が存在しておらず、その具体的な事例の一つとして前示の規定が設けられたと判断することはできないと思われる。<sup>(32)</sup>

- (1) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(一)」神戸学院法学四卷一・三号一一〇頁以下、および「共謀論(一)」神戸学院法学七卷一号四二二頁(以下参照)。
- (2) 村井「互責論(一)」前掲一一三頁。

承認の理論的根拠について(村井)

- (3) D. 48. 5. 2. 2: Lenocium quidem crimen lege Julia de adulteriis praescriptuni est. Cum sit in eam maritum poena statuta, ...
- (4) D. 48. 5. 2. 5: si publico judicio maritus uxorem ream faciat, an lenocini allegatio repellat maritum ab accusation? Et putem non repelle. Lenocinium igitur mariti ipsum onerat, non mulierem excusat.
- (5) シュマッハは媒介の凶窓を「種々な専門」<sup>30</sup> Mommsen, Romisches Strafrecht, S. 700.
- (6) ハニカムによれば「危険の取扱」—Voluntary assumption of Risk <sup>31</sup> 著「民法上之問題」。
- (7) Beven, "Voluntary non fit iuroria" in the Light of recent labour legislation, Journal of comparative legislation, vol. 8, p. 185.
- (8) 1 梶俊夫「ホメーネークの論述に現れた古ギリシャの法律思想」<sup>32</sup> 叫綱田法学会誌11巻1丸〇頁。
- (9) ホメーネーク。黙認「マーラトス」<sup>33</sup> 111丸頁。
- (10) Beven, op. cit., p. 185: Homer, The Iliad I (Loeb classical Library), pp. 154-155.
- (11) ハニカム。默「出生」<sup>34</sup> 「ギリシャ・ローマ法論」<sup>35</sup> 111圓頁。
- (12) 1 梶俊夫・前掲論文1丸11頁。
- (13) Winfield, A text-Book of the Law of Torts, p. 24.
- (14) Beven, op. cit., p. 185.
- (15) Winfield, op. cit., p. 24.
- (16) Beven, op. cit., p. 185.
- (17) 船田喜一「法律思想史」丸11頁—丸四頁、和田小次郎「法哲学」上巻111頁—四四頁。  
ハニカムによれば「法律の構成」<sup>36</sup> が、大體は「公法」<sup>37</sup> 「私法」<sup>38</sup> 「法理学」<sup>39</sup> の三つに分類される。安藤孝行「トヨタ  
とホーネークの論理学」十一頁。

(18) Beven, op. cit., p. 185.

(19) D. 47. 10. 1. 5 : Heredes exstimus, lacesatur, usque adeo autem injuria, quae fit liberis, nostris nostrum pudorem pertingit, ut etiamsi volentem filium quis venderit, parti suo quidem nomine non competit, quia nulla injuria.

(20) 松井「互責讐」神田訴訟法論卷1・111叶1-111〇頁。

(21) 一般の詰問 (Editum general), 誓問 (convicium) は闇やれ詰問, 羞恥心の侵蝕 (adtemptata pudicitia) は闇やれ詰問など名義詰問 (infamandi causa facere) は闇やれ詰問がやれどある。小野清一郎「罪辯と名づけられ名義の疑惑」18頁-1-11頁。

(22) 名義詰問は種あひだりふるいづれ、船田等「羅馬法」兼1卷11叶1-111七頁。

(23) “Ne quid infamandi causa fiat: si adversus ea fecerit, prout quaeque res erit, animadvertisam”. 松井茂穂「injuria の史的觀察」法學協会雑誌41卷1叶1-11九頁。

(24) 船田等訳「ガイウス法学提要」11511頁。

(25) マックス・ハイドハイムねねが、一般に用ゐる例ば、妻の蒙ひた侮辱に闇やれやれどある。ふるや長輩は妻、夫、父、息子、兄弟、おなじは妻を保護する義務あるがゆえに侵害訴権を有した。Radin, Hand Book of Roman Law, p. 141.

(26) D. 50. 17. 20 : Quod quis ex culpa sua damnum sentit non intelligitur damnum sentire.

(27) Beven, op. cit., p. 186.

(28) D. 50. 16. 32 : Quod ad Jus naturale attinet omnes aequales sunt.

(29) Beven, op. cit., p. 186.

(30) 末川博「権利侵害論」119頁-1頁。

(31) 原田慶和「ローマの文化から法へ→法より現実実利実際主義」國家公論雑誌41卷1叶1-111四頁。

承認の理論的根柢1-24 (松井)

(32) 被害者の承諾と対照的によく引き合いで出される寄与過失の原則についても同じ事情にあつたことは、石本雅男「ローマ法における寄与過失の問題」比較法と私法の諸問題 一二一九頁。

## 一一 カ ノン 法

旧教会法典 (*Corpus Juris Canonici*) の第一部を成すグレゴリウス法令集 (*decretales Gregorii. 1234*) の第三篇・二四章・八条をみれば、グレゴリウス九世 (一一一七—一四一) の教令として、「なにびとも、自己の背徳を抗弁とすることはできない」旨が明示されている。カノン法は別居のみ許し、その原因として姦通・精神的姦通および重大な虐待の三つがあり、無責配偶者からの請求により、教会裁判所が別居を宣告した。右の教令を当面の問題に当てはめれば、承認を別居請求に対する棄却事由とすべき倫理的要請を表明したものといえよう。そもそも他人の行動が自己にとって有利な結果を招くと判断し、その判断にもどりてある態度をとる場合でも、予期にして不利な事態が起ることも考慮に入れておかなければならない。これと対比すれば、夫婦の一方が他方の非行を予め明示または默示に承認するとき、非行の発生は略々確実に予測されており、それを期待しているのが実情であろう。発生すべき結果が予めわかつていて、しかもそれを待ち望む態度をとる。そうだとすれば、非行が現実になされたのち、それを非難し、別居請求の理由にすることは、倫理的にもとうてい許せない。さきの教令はかかる倫理的な要請を含んでいる。その後、法王ボニファチウス八世 (一一九四—一二〇三) の採録にかかり、旧教会法典の第三部を成す第六書 (*Liber Sextus*) の第五篇—(裁判規則について) 第二八条に、「知り、かつ同意するも

のは、だにやとも欺かない」血を掲げるが、いれば、「慾するものには、詐欺は決して生ぜしめられな」<sup>(3)</sup>と結論する勅法彙纂(一・四・二)因に示唆をうけたるものといふれてる。

一九一八年五月十八日からの施行された現行教会法典 (Codex Juris Canonici) の第11119条が第一項において、「配偶者の姦通を理由とする場合には、他の配偶者は、縁が存続するままで、同居生活を永久にも解消する権利を有する。ただし、その犯罪に同意し、もしくはそれに原因を与へ、明示的もしくは黙示的にそれを宥恕し、または同じ犯罪を由て犯した場合ばいのがれりでな」と、互責および宥恕と並びて承認を永久別居の請求に対する棄却事由としており、最近では、一九四九年五月一日に施行された東方教会法典 (Codicis Juris Canonici Orientali) の婚姻法 (De Sacramento Matrimonii) が第一一八条・一項に、前示第11119条・一項と同じ規定を設けた事情は、かれど互責の問題が體じた際に問いかじつたといへやあ。

- (一) “Nemo auditum turpitudinem suam allegans.”
- (二) “Scienti et consentienti non fit injuria neque dolus.”
- (三) C. 2. 4. 34: Nec unquam volentibus dolus inferatur.
- (四) Beven, “volenti non fit injuria” in the Light of Recent labour legislation, Journal of comparative legislation, vol. 8, p. 186.
- (五) ハーベン・ホムバッカ誌「キリスト教教会法典」四二回。
- (六) Litterae Apostoicae. Motu proprio patae. De disciplina sacramenti matrimonii pro ecclesia orientali, p. 36.

## III イギリス法

## 1 ロマン・ロー

ウインフュールドによれば、「それを懲らしむのに対し」とは、侵害は加えられたる」(volenti non fit injuria)の法諺それ自体、やがてのみた学説彙纂四七・10・1・5のなかの“Nulla est quae in volentem fiat”<sup>(1)</sup>との法文を基礎にして、後世イギリスのロマン・ローが作り場したものであつて、アラックベーン(—1116年)が1150年代に著わした英法糾義—英國の法律による慣習よりシヤー(De legibus et consuetudinibus Angliae)によると、 “Cum volenti et scienti non fiat injuria”<sup>(2)</sup>なる慣習で用ひられる。同書中の「何が令状(Breve)か、訴訟開始令状(originatio)・特別令状(magistralia)とは何か」と題する一節をみれば、「訴訟に人的訴訟・物的訴訟のおよび混合訴訟の三種がある。ただし、令状なしに訴訟を提起するにはやがたん」、訴訟原因の数だけの令状の方式が存在するから、令状をもたない他人の請求に応じる義務は負わわれないが、任意にそうちあるときは別である、やがて何の損害も生じない。やがて、懲らしめ知らしめされ、何の損害は与えられないと旨を指摘する。当時、イギリスにおいて、このある令状体制は十三世紀に向って固定化の道を辿っていた。<sup>(3)</sup>だが、特別令状——つまり訴訟の提起に当り、これまで定められた訴訟の方式に合致しない新しい事件がある場合、訴の提起を許すのが妥当と判断されたときに発行された令状——によって訴訟手続は弾力性を保有することができる、ロマン・ローも急激に進展をとげた。かかるふれに則り、ブラックストンが国王ならびに裁判官に対し、

正義・衡平 (Justice and Equity) の観念の必要なやえんを鼓吹したことは周知のとおりであるが、いゝでは前示の法諺を令状と関連させて用ひたわけである。相手方の請求が令状にもどりいていないがぎり、その請求に応じる必要はないが、令状のないのを承知のうえで任意になした履行は有効であつて、のちに令状のなかつた事實を主張して、履行の返還ないし損害の賠償を求めるることは許さないのが正義・衡平の要請に合致する旨を明らかにしたものと思われる。

ウインフィールドはまた、その後にはじめて右のブラックストンの言葉を引用した判例がエドワード一世 (一一七一一三〇七) の治世<sup>(6)</sup>、一三〇五年のイヤー・ブック (Year Book) にみられるといふ。<sup>(7)</sup> これはウォルター・ランドルフという男が、彼の所有する多数の羊をジョン・ド・リッヂモンドによって不法に捕獲されたとの理由で訴えた事件である。原告は、自分が家畜を放牧するための入会権 (common) をもつていない被告所有の土地に羊の群れを放牧した事情が明らかにされ、被告の弁護士は、「いな、むしろ、それを慾する人に侵害はなされない」 (Nay, volenti non fit injuria) と反論している。なお、中世には捺印証書 (deed) の神聖を理由に、右の法諺に一つの例外がみとめられている。一五〇六年のイヤー・ブックのなかのある事件において、フイニューックス判事は次のようにのべる。「賃貸借契約が締約されたのち、たとえ地主が小作人に対し、『お前が土地を荒らしても非難しない』旨をのべたとしても、地主は土地を荒らした小作人を告訴できる。小作人は許可のあつたことを抗弁にできない」<sup>(8)</sup>。捺印契約によつて負う義務について、それと矛盾する内容をのべても問題にならないといふのである。かかる例外は別として、今日にいたるまで、右の法諺はつねに問題解決の鍵として引用されており、その意

味するといふのは、次の説明によつて略々推測できる。すなわち、「」の法諭は民衆のなかから発して彼等の自由を主張し、個人の自由な行動をすべての組立の中核とみるコモン・ローの個人主義的傾向を簡潔に表明している。各人は、彼自身の運命を自由に解き明かすに任される。彼は外部から干渉されるべきでなく、かかる干渉のないところ、自己自身を保護するに適している。それゆえ、コモン・ローは外部的な暴力・重荷として強制から彼を保護しながらも、彼自身の人格から生じる効果および自發的な行為または不注意な非行の結果から彼を保護する役は引き受けない」というのである。スポーツ、外科手術などに伴う危険または労働災害に関連して、この法諭が<sup>(12)</sup>ねに引用されるが、当面の問題たる承認を離婚請求棄却事由とするにあらざりによつて理由づけられている。承認の理論的根拠はコモン・ローのなかに芽ばえたといつてもよい。

(1) 船田寧「羅馬法」第一卷 私法(一) 111頁。

(2) Winfield, A Text-Book of the Law of Torts, p. 24. Note (u).

(3) この令状については高柳賢「英米法の基礎」八五頁一八七頁、アラックストンの令状觀については豊浦与七「英國衡平法と信託制度」一五一頁一五一頁。

（）は一二三七（一一一K—一一七I）の相続、大法官府の事務官たむに知られた訴訟開始令状の目録（Register of original writ）は約六十の種を提供したといふ。マー・トッシュ・エスモント訳「イギリス法」八四頁。

(4) "Et quorum quaedam sunt personalia, quadam realia, quaedam mixta, secundum quod sunt actiones diversae et variae, quia tot erunt formulae. Brevium quot sunt genera actionum, quia non potest quis sine brevi agere, cum non teneatur alius sine breui respondere nisi gratis volerit, et ex hoc si non injuriatur, cum volenti et scienti non fiat injuria". De legibus et consuetudinibus Angliae. vol. 4, p. 286.

(5) 高柳賢三・前掲書八五頁。

(6) 豊浦与七・前掲書一六四頁—一七〇頁。

(7) Winfield, op. cit., p. 24.

同判例の掲載されたイヤー・トックは「33-35 Edw. I (Rolls series), 9」として指摘される。されば、わざる旧版のかには包含されていなかつた。降りて、一八〇〇年イート院が任命した「国家的記録の状況調査に関する特別委員会」の提言によるべく、master of Rolls の委嘱により Horwood が一八六二年にした、「ムーア・ワード」一世の治世第一〇年ないし一九一一年、および一九〇〇年など一二五年のイヤー・トックを翻訳に付し、五巻にわたり出版した。Master of Rolls の委嘱・監督のめぐらされたので Rolls Series がなされた。田中保太郎「英米の判決録」英米における判例遵守の原則 五三頁一六一頁。

(8) YEAR Book. XXXIII Edward I. (Rolls series). vol. 2, 5, pp. 6-10.

(9) Williams, Joint torts and contributory Negligence, pp. 295-296.

(10) メントハムが十七世紀英國が主張した法令適用免除権および法令停止権との関連のべて、メントハム、高田勇造訳「英國憲法史」一九七六頁。

(11) Bevan, "volenti non fit injuria" in the Light of Recent labour legislation, Journal of comparative legislation. vol. 8, p. 188.

## 2 立 法 離 婚

イギリスにおいて、立法離婚は十七世紀の終り頃にはじめたが、前面の問題たる承認は「Macclesfield 伯の離婚に関する件（一七九七）」と登場し、しかもそれが立法離婚の始めるたる点で、それまでの法典からして。

承認の理論的根拠について（井井）

本件では夫が姦通を理由に離婚を請願したので、妻は承認を抗弁とした。貴族院はこれに対しても次のようにのべ、妻の抗弁を斥けている。「請願者たる夫にいぜんとしてその身分を維持することを要求するのは、正義および公益に關するすべての原則に反する。それゆえ、妻が夫の請願を阻止するためカノン法上の抗弁を主張しても、それはみとめられない」というのである。貴族院への請願に先立つて教会裁判所による別居判決が要求されるにいたつたのは一七八九年頃<sup>(3)</sup>であつて、百年以上のちのこととに屬している。それゆえ、本件では当初から貴族院で離婚請願の当否が問題とされたのである。それにしても、教会裁判所がカノン法の原則をうけつぎ、のちに3にみると、コモン・ローの法諺をも理論的裏付けとして、承認を別居請求に対する棄却事由としたのと対照的に、貴族院は当面の場合、婚姻の継続は不可能と判断したためか、妻の側からするカノン法上の抗弁をみとめるのが正義ないし公益に反するとして斥け、夫の請求を容れたことに注目しなければならない。貴族院の議事規則は当初、非常識かつ手続の名に価しないものであつて、実体法上の問題についても、わづらわしい先例・慣例に拘束されず、カノン法およびイギリス教会法よりはむしろ、「公益」を判断の基準にしていた。<sup>(4)</sup>「Norfolk 卿の離婚に関する件（一六九二一一七〇〇）」において、妻の側が互責を抗弁とし、その事実が立証されたにかかわらず、貴族院は公益を理由に夫の請願を容れていたが、当面の場合、承認の問題についても同様の見解を示した事情をここに看取できよう。その後、「Talbot 氏の離婚に関する件（一八五六）」においても、請願者たる夫が男の召使を雇つたところ、彼は妻と姦通したが、実は夫がそう仕向けた事情が明らかになつたにかかわらず、貴族議員は法案の議決を勧告しているのが注目される。

ところで、承認のあった事実を教会裁判所が見逃したが、貴族院で明らかになつた例として、「Calcraft 氏の離婚に関する件（一八三一<sup>(7)</sup>）」がある。本件において、夫が姦通を理由に別居の訴を提起し、教会裁判所はその請求をみとめた。しかし、夫は妻が某郷と姦通するのを知っていたらしい。夫が貴族院に離婚を請願したとき、貴族院は妻の母に出頭を命じたが、彼女は出頭しなかつた。次の会期に夫は再び請願を出したが、前回同様、妻の母は出頭命令に応じない。かかる事情が注意と疑惑を生じたようである。貴族院は最後に、該法案は六ヵ月後に第二議会にかける旨を決定している。法案がその後いかなる運命を迎つたか明らかでないが、いずれにせよ、当面の場合、妻の母は、娘と某卿の姦通およびそれに対し娘の夫が示した態度について、事の真相をよく知っていたのではなかろうか。貴族院はそう断定しないまでも、大いに疑をもつたため、再三にわたつて出頭を命じ、事情をきこうとしたのであろう。だが、それは果されなかつた。もし、彼女が事件について何も知らなければ、たとえ出頭しても、訊問に對して不知と答へばすむ。出頭を肯じなかつたのは、彼女がよく事情を知つており、彼女の口からそれを明らかにすれば、誰れかを不利な立場に落し入れる。つまり、娘の夫の離婚請願が容れられなくなる恐れが生じ、わづらわしい結果になると心配したためとしか考えられない。ここに、妻の姦通を夫が承認していた形跡が濃厚に示されていよう。貴族院が承認を理由に夫の請願を斥けたかどうか、はつきりしないが、互責について、ときどいて教会裁判所とちがつた見解を示した事情からみれば、当面の場合、承認の事実が明らかになつても、それが公益に合致すると判断すれば、夫の請願を容れる可能性も存するのではなかろうか。

(1) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論へ」神戸学院法学四卷二・三号一五二頁以下参照。

承認の理論的根拠について（村井）

(a) Seamer, The Doctrine of Recrimination in Divorce proceedings, University of Kansas city L. R. vol. 10. p.237, 上野雅和「マングル・スムリの宗教改革と離婚」家族の法社会学(青山道夫教授遺稿記念)一九九頁には、本件が妻の姦通を主ひして相続財産との関連やへいえだある別の見方から扱われ。

- (3) 村井「互責論(1)」前掲一五八頁。  
(4) 村井「互責論(1)」前掲一五四頁。  
(5) 村井「互責論(1)」前掲一五五頁。  
(c) McQueen, practical treatise on the Law of Marriage, Divorce and Legitimacy as administered in the Divorce court and in the House of Lords, p. 80.  
(r) Mc Queen, op. cit., pp. 80-81.

### 3 教会裁判所

スチュワル卿がロンドンの司教裁判所 (consistory court) の Forster v. Forster (一七九〇) 事件における互責の原則を再確認したことは、すでに明かにしたといふのである。回顧はその後、被告たる妻が、夫は彼自身の不名誉を承認し、誘発が促進したとの理由で承認を抗弁したのに対し、「volenti non fiat injuria <sup>(1)</sup>」の場合の一般原則である。損害は少しも加えられていないから、救済は何を与えられないと血を明示してある。離婚事件について教会裁判所が管轄権を行使して、いた当時の事情から考えれば、ロマン・ローによつて確立された右の法論が、法系を異にするとはいへ、倫理的な要請を含んでゐる点で妥当なものと判断し、それを積極的にとり入れたと推測される。スチュワル卿はその後、walker v. walker (一七八〇) 事件において、承認を次のよつて定義し

ている。「積極的な同意があれば充分である。しかし、自ら進んで同意し、承諾するものでなければならぬ。單なる不注意・無頓着または高度の信用では充分でない。夫は妻の非行に積極的に関与したこと、妻が非行を準備するのをだまつてみていたこと、それをみてよろこび、ある程度まで積極的に関与したことを立証する必要がある」。ここでは夫の妻に対する態度をのべているが、立場が反対の場合も同じはずであつて、これを慾するものに対しても侵害は加えられないとの法諺の面目躍如たるものがあらう。なお、互責を修正する有責性比較の原則に関連していわゆる寄与過失の原則についてのべたときには触れなかつたが、パウンドによれば、当面の問題たる被害者の承諾ないし危険の引受も、「寄与過失の原則と同じく、自己の良心と判断にもとづいて選んだことから生じた結果は自ら甘受しなければならない、との清教徒の個人主義的な概念に属する」<sup>(4)</sup>といふ。彼は危険の引受も使用者・被用者の関係、とくに危険な仕事によって労働者の蒙る傷害に絞つて、次のように論じている。「被用者は、彼自らの良心および聖書を自ら解釈する趣旨とによって導かれる自由人である。彼は傷害をうけるかも知れない冒險をおかして仕事を選んだ。彼は他の人々も彼とともに雇われていることを知つてゐる。彼等は過失を犯すであらうし、もしそなれば、彼は傷害をうけることも知つてゐる。よろしい。彼は自由人である。彼に損失を甘受させよ。主人は何も不正をしていいない」<sup>(6)</sup>。この理論は離婚請求棄却事由としての承認にも、もとより妥当しよう。自ら選んで配偶者の非行を積極的に招来したのであるから、自らの良心に照らしても、結果を甘受しなければならず、それを離婚請求の理由とすることは許されない。この点において清教徒の個人主義的概念は、すでにみたコモン・ローの個人主義的傾向と軌を一にしており、承認の理論的ないし思想的な根拠として重要な作用を及ぼしたであろ

の事情を容易に想像するにいたりやがれ。

- (一) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(1)」神田学説法學四卷1・111叶1回六頁—1回七頁。
- (2) E. R. vol. CLI. p. 505.
- (3) (Note) Connivance as a recriminatory defence, Columbia L. R. vol. 29, p. 799.
- (4) 村井「互責論(4)」神田学説法學五卷1・111叶11111葉。
- (5) Pound, *The spirit of common Law*, pp. 42-43.  
べく、「羅倫経略論「社会的の法」」1回—1回やまいねと題れる。
- (6) Pound, op. cit., pp. 47-48.